

<重要事項説明書 1>

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば、現在の心身機能維持・向上が図られ、且つご家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

<医 療>

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

<介 護>

施設サービス計画に基づいて実施します。

<機能訓練>

機能訓練室等にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営します。

<療養室>

個室、2人室、4人室

＊ご利用居室のタイプにより、別途料金をいただきます。

<食事>

朝食 8時00分

昼食 12時00分

夕食 18時00分

＊ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

＊ 食費については、別途料金をいただきます。

<入浴>

週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

<理美容>

週1～2回、希望者に対して理美容サービスを実施しております。希望される際はお申し出下さい。

＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科機関に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合、又は専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の施設等を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「入所利用同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

◇事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族及び県、市町村、居宅介護支援事業所等の関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

◇相談・要望・苦情等の窓口

当施設には各種相談の担当者として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 0 2 3 8 - 2 6 - 8 2 5 5)

また、要望や苦情、個人情報に関係することなども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、玄関 下足棚に備えつけの「ご意見箱」もご利用ください。

＜重要事項説明書 2＞

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 サンファミリア米沢
- ・開設年月日 平成 14 年 11 月 30 日
- ・所在地 山形県米沢市塩井町塩野 520
- ・電話番号 0 2 3 8 - 2 6 - 8 2 5 5 FAX 番号 0 2 3 8 - 2 6 - 8 2 5 6
- ・施設長名 近 芳 久
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (山形県 0 6 5 0 4 8 0 0 2 3 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所できます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設サンファミリア米沢の運営方針]

「利用者の自立を支援し、その家庭復帰を目指し、明るく家庭的な雰囲気の中で快適な療養生活を送っていただくとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。」

(3) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計	勤務体制
・施設長 (医 師)	1		1	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
・医 師		3	3	週 1 回診察 2 名、月 2 回診察 1 名
・看護職員	7	5	1 2	2 交代勤務
・介護職員	3 6 (33)	3 (2)	3 9 (35)	2 交代勤務 () 介護福祉士数
・支援相談員	6		6	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
・理学、作業療法士 言語聴覚士	6	2	8	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
・管理栄養士	2		2	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
・介護支援専門員	兼務 1 2		1 2	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
・事務職員	1		1	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
・調理員	4		4	変則勤務
・環境整備員	2	2	4	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分

- (4) 入所定員等 ・定員 100名（うち認知症専門棟 50名）
 ・療養室 個室38室、2人室25室、4人室3室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事(個人の状態に応じ栄養計画を作成、提供)
- ③ 入浴（家庭浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他（送迎サービス等）

＊ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金(別途)をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 介護保険一部負担額（基本報酬体系と要介護認定による要介護の程度並びにご利用居室のタイプによって利用料が異なります。以下は、1日当たりの自己負担額が1割の場合の金額です。）

＜報酬体系：在宅強化型＞

円／日

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	871円	947円	1014円	1072円	1125円
個室	788円	863円	928円	985円	1040円

＜報酬体系：基本型＞

円／日

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	793円	843円	908円	961円	1012円
個室	717円	763円	828円	883円	932円

＜報酬体系：その他型＞

円／日

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	777円	826円	889円	941円	991円
個室	703円	748円	812円	865円	913円

＊但し、入所後30日間に限って、上記料金の30円が加算されます。

＊認知症専門棟入所の場合は、上記料金の76円が加算されます。

- *その他専門職等配置体制や個人の状況に応じた加算があります。(別途利用料金表)
- *介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額となります。

② 居住費（ご利用居室のタイプ及び収入状況により自己負担額が異なります。）

- ・一般（負担段階 基準費用）

円／日

多床室	437円
個室A・B	1,728円

- ・負担限度額認定対象者（負担段階 第1段階～第3段階）：認定証の記載額

円／日

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室	0円	430円	430円	430円
個室A・B	550円	550円	1,370円	1,370円

- *但し、個室Aご利用の場合は、上記料金に特別室料370円(内税)が加算されます。
- *医療機関に治療等のため入院を要し、その間、施設の利用居室を引き続き確保することを希望する場合は、入院してから2週間を限度として居住費をいただきます。

③ 食費（収入状況により自己負担額が異なります。）

- ・一般（負担段階 基準費用）

1,500円／日

- ・負担限度額認定対象者（負担段階 第1段階～第3段階）：認定証の記載額

円／日

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
300円	390円	650円	1,360円

※ 利用者負担額 第1段階～第3段階、基準費用の対象者区分

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・住民税世帯非課税で高齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方
第3段階①	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下の方
第3段階②	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方
基準費用	・同じ世帯内に住民課税者がいるが、本人は住民税非課税の方 ・住民税を課税されている方

(2) その他の料金

別途「利用料金表」をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・利用料は、月末締めで、月初めに請求書を送付いたします。
- ・お支払いは口座振替または直接事務室窓口にお持ち願います。各金融機関の口座振替の場合は、請求月の26日振替とさせていただきます。直接お持ちいただく場合は、請求月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行致します。尚、月の途中や1ヶ月未満で退所された場合も同様とさせていただきます。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

・協力医療機関

- | | |
|------|-------------------|
| 1・名称 | 米沢市立病院 |
| ・住所 | 米沢市相生町6-36 |
| 2・名称 | 三友堂病院 |
| ・住所 | 米沢市福田町2-1-55 |
| 3・名称 | 舟山病院 |
| ・住所 | 米沢市駅前2-4-8 |
| 4・名称 | 独立行政法人国立病院機構米沢病院 |
| ・住所 | 米沢市三沢26100-1 |
| 5・名称 | 米沢こころの病院 |
| ・住所 | 米沢市アルカディア1-808-32 |

・協力歯科医療機関

- | | |
|-----|-------------|
| ・名称 | 五十嵐歯科医院 |
| ・住所 | 米沢市大町3-1-22 |

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 … その都度、面会簿にご記入ください。
- ・外出／外泊 … 所定の用紙にご記入のうえ、事務室までご提出ください。
- ・飲酒／喫煙 … 飲酒は原則としてできません。喫煙は敷地内全て禁煙となっております。
- ・火気の取扱い … 火気類は一切持ち込まないでください。
- ・設備／備品の利用 … 設備、備品は本来の用途に従ってご利用ください。
- ・所持品／備品等の持ち込み … 他利用者との関係上、必要最小限としてください。
- ・金銭・貴重品の管理 … 少額（飲み物代程度）以外絶対持ち込まないでください。
- ・外泊時等の施設外での受診 … 緊急時以外は、施設に連絡の上指示に従ってください。
- ・宗教活動／政治活動 … 他利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込み … 他利用者との関係上、原則的に禁止しております。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、防火ドア、スプリンクラー
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しております。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。
随時、見学も可能です。